

原子力規制庁臨時記者ブリーフィング

- 日時：令和2年4月8日（水）17：00～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：児嶋長官官房総務課長

<本日の報告事項>

○司会 それでは、御案内の時間でございますので、ただいまから原子力規制庁の臨時のブリーフィングを始めます。

○児嶋総務課長 報道官の児嶋です。

それでは、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策への対応につきまして、緊急事態宣言を踏まえた見直しの内容を、この臨時ブリーフィングを使いまして御説明させていただきます。お手元の資料をご覧ください。

冒頭でございますけれども、3月26日より、新型コロナウイルスの感染症拡大防止対策としてもろもろの取組を行ってまいりました。従前は、3月30日月曜日から4月10日金曜日までの間ということで対策を取ってきたところですが、昨日、緊急事態宣言が発令されたことを踏まえまして、5月10日日曜日までの間、対応を行うことといたします。基本的には5月10日まで延長することとするものです。

ただし、資料におきます下線部分につきましては変更いたします。基本的には下線部分を中心に御説明させていただきます。

まず、原子力規制委員会の定例会です。本日の委員会の冒頭に委員長よりもありましたけれども、開催頻度を原則として隔週といたします。従いまして、4月15日水曜日につきましては開催をしない予定です。また、4月22日水曜日につきましては、4月20日月曜日に開催の有無をお知らせいたします。基本的には開催する方向で検討しております。

開催に際しましては、そこは下線を引いておりませんが、引き続き一般傍聴の方の受付は行いませんが、動画配信により公開いたします。プレス関係者に関するところは、御案内のとおりですので、省略させていただきます。

また、原子力規制委員会の委員長の定例会見ですが、これも定例会の開催日に合わせて開催することとさせていただきます。

ここにございませぬけれども、また先ほどの委員長の会見でもございましたが、必要に応じて開催することは検討したいと思っております。

3番目でございます。私の定例ブリーフィングです。審査会合等の開催予定を考慮しつつ、週1回または2回行います。

もう少し具体的に申し上げますと、委員会がない週につきましては、金曜日に翌週の部分をお知らせさせていただければと思っております。委員会がある週につきましては、

火曜日と金曜日の定例の2回を行いたいと考えております。

4番目でございます。審査会合、検討チーム会合等です。本日の委員会で議題に上がっております「当面の審査会合等の進め方」に従いまして開催いたします。基本的にはテレビ会議、電話会議を基本とするものでございます。その最後に基づき、原則として火曜日及び木曜日に集中して開催することとしております。「原則として」とありますが、火曜または木曜のいずれかに寄せるつもりです。今のところ、火曜日についてプラント関係、木曜日に地震・津波関係を開催する見込みでおります。

具体的な開催予定につきましては、今調整中ですので未定です。これにつきましても、一般傍聴の受付を行わず、動画配信等で公開することにつきましては同じでございます。

1枚おめくりください。最後の職員の在宅勤務推進につきましては、変更なく、引き続き職員の出勤をなるべく少ない状況で頑張りたいと思っております。

最後でございますが、各種状況に応じて今申し上げた対応を延長また変更する場合がありますので、御承知おきいただければと思います。

私からは以上です。

<質疑応答>

○司会 それでは、皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属とお名前をおっしゃってから質問のほうをお願いいたします。質問のある方は手を挙げてください。よろしいですか。どうぞ。

○記者 東京新聞のフクオカです。

委員会が隔週になり、会見も隔週になる中で、委員長が規制庁のほうに来られる頻度が減るのだと思うのですが、通常はどういう状況で、この対応期間中はどう変わるのかということをお教えください。

○児嶋総務課長 まず、委員長につきましては基本的に在宅勤務をしていただきます。国会とか、それ以外でも我々の規制委員会の用事で、必要に応じて登庁していただくことになっております。

それ以外の委員の皆様につきましても、基本的には在宅勤務をお願いして、審査会合等がある場合につきましては、担当される委員が御出勤される予定となっております。

○記者 すいません。基本的な認識不足で恐縮なのですが、これは対応前というか、通常時というのは委員長はどのくらいの頻度でこちらに来られていたのかというのは、分かれば教えていただきたいのです。

○児嶋総務課長 委員長に限らずほかの委員の皆様も、平日は全て出勤されておられました。

○記者 分かりました。

○司会 ほかにございますでしょうか。タケウチさん。

○記者 共同通信のタケウチです。

ここに書いてあるような審査の対応ではないのですけれども、今の質問に関連してですが、危機管理という意味での委員さんへの対応、在宅勤務も一つだと思うのですが、直接の接触を防ぐとか、同じ場所に居合わせないようにするという、何か対応とかがあればお伺いできますか。

○児嶋総務課長 最大のものは、まず御自宅にいていただくというものです。それ以外、御出勤されるときは、御案内かと思いますが、車を使って、いわゆる公共交通機関は使わないように気を遣っていただいております。それ以外には、当然、マスク着用とかも気を遣っていただいているところです。

先ほどの審査会合に来られる方と来られない方、これをうまくはめていくと、概ね皆さんが余り顔を合わせないようになっておりますので、そういう意味でも委員の皆様それぞれの中で感染が広まらないような工夫をしているところです。

○記者 それと、多分委員長代理になると思うのですが、もし委員長が感染したり、判断できないような状況に仮になってしまった場合は、職務代理は委員長代理がされるということは既に決まっているということでしょうか。

○児嶋総務課長 そのとおりです。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 ほかにございますでしょうか。

○記者 静岡新聞のセキモトといいます。

さっきの会見でもあったのですけれども、審査会合の地震・津波の部分で、やはりテレビ会議ができるかどうかというのを、委員とまた明日、何か設けてやるみたいな話だと思いますけれども、そこら辺をどうするかという結論はいつぐらいに出るのですか。

○児嶋総務課長 具体的には、私が金曜日の予定であれば金曜日には翌週のもの言うつもりですので、金曜日の時点では少なくとも確定している予定です。

○司会 ほかにございますか。フクオカさん。

○記者 日本経済新聞のフクオカと申します。

仮の質問で恐縮ですけれども、万が一石渡委員が感染してしまった場合に、地震・津波の審査会合を開くことは可能なのでしょうか。その場合にも備えた何か計画というのはあるのでしょうか。

○児嶋総務課長 仮定の質問になるのでお答えしにくいのですが、まず、会合それ自体は、石渡委員御自身が必須ではないので、可能か不可能で言ったら可能だとは思いますが、極めて重要な方ですので、その場合は恐らく慎重な判断になると思います。

今から対策というのは、取りあえず感染していただかないために行動を制限していただくというところに尽きております。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 ほかにはございますか。コンドウさん。

○記者 電気新聞のコンドウです。

今のところでいいのですけれども、4月22日の後はもう5月13日の定例会合になるのですよね。

○児嶋総務課長 はい。そのとおりです。

○記者 その後はもう隔週ではなくて、通常どおり毎週開くのでしょうか。

○児嶋総務課長 今、私が御説明申し上げた対応は5月10日までの前提ですので、5月10日にある程度自体が収束して、対応しなくてよいという状況であれば、13日以降は毎週行う予定です。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、本日のブリーフィングは以上としたいと思います。お疲れさまでした。

—了—